

蓮遊水地だより

蓮区内全戸配布

令和7年12月号
千曲川河川事務所
飯山市

ご報告

蓮遊水地整備の事業期間の変更及び今後の工事予定等について

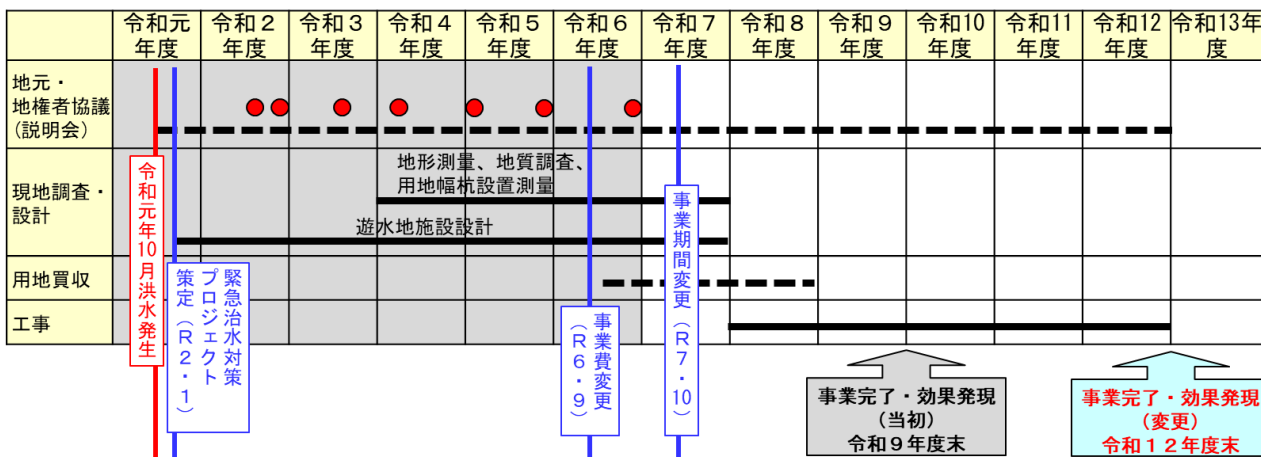
河川事務所
緊対出張所

令和7年10月2日に、国、県、流域の市町村長等が会した「信濃川水系（信濃川上流）流域治水協議会」が開催され、国、県より蓮遊水地整備を含む「信濃川水系緊急治水対策プロジェクト」の事業期間の変更についてご説明しました。

これまでの各段階で実際に要した期間や進捗状況、今後の工事に要する期間について精査した結果、**蓮遊水地の事業は、当初計画の令和9年度から令和12年度末（令和13年3月末）に完了時期を変更する必要が生じました。**

今後は引き続き地元の皆様方のご理解、ご協力をいただきながら、用地買収、工事を安全かつ着実に進め、関係機関等と連携して1日も早い遊水地の完成を目指してまいりますので、引き続き皆様方のご理解、ご協力をお願いいたします。

蓮遊水地 これまでの動きと今後の工程（令和7年10月見直し）



※上記は令和7年10月時点の工程であり、今後現地状況や地元調整状況、その他不測の状況が生じた場合、工程の変更を検討する可能性があります。

蓮遊水地整備 今後の工事予定及び工事工程（令和7年10月時点）

- 蓮遊水地の工事は、排水樋門（下池）の工事に令和8年度以降に着手予定であり、今後順次排水樋門（上池）、遊水地の堤防工事（囲繞堤、周囲堤、仕切堤）、堤防工事に先立つての地盤改良工事を行います。堤防工事に必要となる土砂は、令和8年度より上流の上今井遊水地の掘削土砂を蓮遊水地に順次運搬・搬入し、盛土を行います。



- また堤防の整備状況を踏まえ、洪水を遊水地へ流入させるための越流堤（上池、下池に各1箇所）の工事を行います。併せて、周囲堤整備に伴う内水対策（内水排水樋門、調整池等）を地元飯山市と調整しながら実施します。

- なお遊水地の工事の実施にあたっては、遊水地完成後の遊水地内の農地利用に向けた飯山市の工事と連携・調整を図りながら進めていきます。

	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
遊水地排水樋門・堤外水路	下池		上池		
堤防整備に先立つ地盤改良					
堤防(囲繞堤、周囲堤、仕切堤)					
越流堤					
内水対策(排水樋門、調整池等)					

※上記は令和7年10月時点の工程であり、今後現地状況や地元調整状況、その他不測の状況が生じた場合、工程の変更を検討する可能性があります。

蓮遊水地及びその周辺における耕作利用組織準備委員会検討状況

令和8年以降に遊水地内及びその周辺で耕作を継続する際に必要となる組織設立に向けた準備委員会をこれまで5回開催してまいりました。耕作箇所配置方針については下記を検討しています。

○耕作権限者

- ① R7耕作時の耕作者または農地所有者
- ② 遊水地内においては自身で耕作する営農者
- ③ 新たに設置される耕作利用組織に加入し、会の目的を達成するために必要となる事業に参加する個人及び団体

○耕作地配置方針の原則

- ① R7耕作時の所有地または耕作地を配置
- ② ①で、堤防など工事用地となる場合はできる限り耕作状況の変化が生じない耕作地を配置
- ③ 遊水地内において耕作箇所の余りが生じた場合は会員による公募と抽選により配置

【準備委員会開催実績】

■ 第1回	5月	2日	(金)
■ 第2回	6月	5日	(木)
■ 第3回	7月	3日	(木)
■ 第4回	10月	23日	(木)
■ 第5回	11月	28日	(金)
■ 第6回	12月	15日	(月) 予定



準備委員会の様子

11月12日 耕作組織の設立に向けた耕作者向け説明会を行いました

令和7年度、蓮遊水地予定地及びその周辺において水田耕作された皆様を対象として、令和7年11月12日(水)に耕作組織の設立に向けた耕作者向け説明会を行いました。

説明会では、千曲川河川事務所から工事によりR8年度において耕作が可能となる範囲図(案)が示され、現在、耕作可能地での耕作希望調査を行い耕作希望者のとりまとめを行っています。



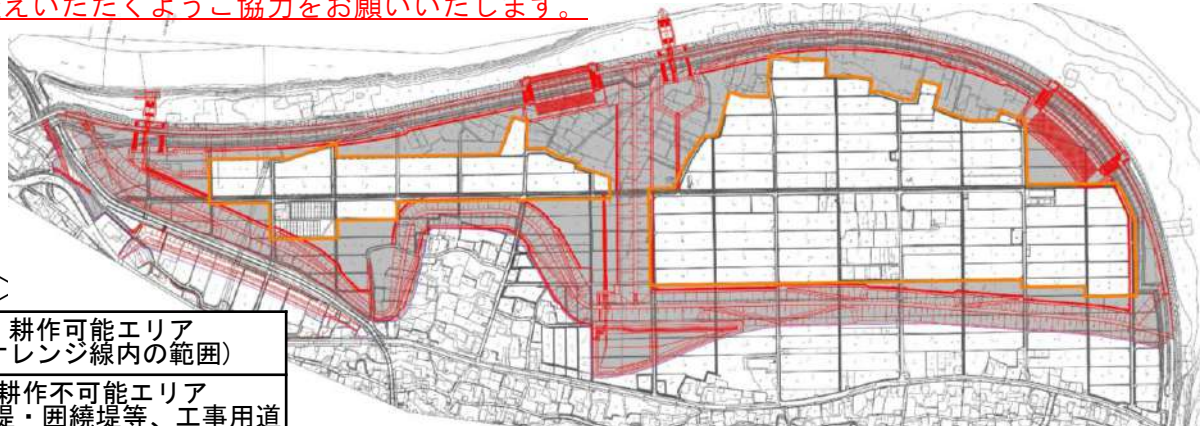
説明会の様子

＜千曲川河川事務所作成＞
蓮遊水地 令和8年度耕作可能範囲図(案)

※ R8耕作可能範囲図(案)は令和7年12月15日時点の案であり、地権者、耕作者との調整により、耕作不可能エリアが変更となる場合があります。

【耕作可能範囲図(案)に関する主な留意事項等】

- 令和7年度までに国による用地買収済みの土地のうち、下図の耕作不可能エリアについては、蓮遊水地の令和12年度末の完成を図るため、耕作は不可とさせていただきます。
- 令和7年度までに国による用地買収が未了の土地のうち、下図の耕作不可能エリアについては、蓮遊水地の令和12年度末の完成に向けて早期の用地買収及び工事を実施させていただきたく、新たな作付けをお控えいただくようご協力をお願いいたします。



＜凡 例＞

	耕作可能エリア (オレンジ線内の範囲)
	耕作不可能エリア (周囲堤・圍繞堤等、工事用道路・資材等ストックエリア)

お問合せ先 ●事業計画に関すること 千曲川緊急治水対策出張所 電話 0269-67-0450
 ●用地補償に関すること 千曲川河川事務所 用地第三課 電話 026-227-0480
 ●地内耕作に関すること 飯山市役所 道路河川課 電話 0269-67-0737